

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第6号

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第7号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p> <p>2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、<u>同項第1号若しくは第2号に規定する日(同項第3号から第8号までに該当する日を除く。)</u>を休業日とせず、又は同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、<u>同項第4号若しくは第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</u></p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第6号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4 校長は、学校教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第8号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 農繁期休業日(夏季及び秋季の農繁期を通じて10日を超えない範囲内で校長が定める日をいう。)</u></p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p>2 校長は、<u>学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、</u>前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、<u>同項第4号又は第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</u></p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4 校長は、<u>学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、</u>あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。</p> <p>5 前項の届出は、第1号様式による振替授業届出書を教育長に提出して行うものとする。</p> <p>6 略</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

校長 氏 名 印

振替授業届出書

下記により振替授業を行うので、香川県立学校の管理運営に関する規則第4条第4項の規定により届け出ます。

記

振替授業を行う課程 又は部、学科及び学 年	( ) 課程・部  ( ) 科 ( ) 学年
振替授業を行う日	年 月 日 ( 曜日)
振り替えられて授業 を行わない日	年 月 日 ( 曜日)
振替授業を行う学校 教育上の必要性	
そ の 他	

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

校長 氏 名 印

振替授業届出書

下記により振替授業を行うので、香川県立学校の管理運営に関する規則第4条第4項の規定により届け出ます。

記

振替授業を行う課程 又は部、学科及び学 年	( ) 課程・部  ( ) 科 ( ) 学年
振替授業を行う日	年 月 日 ( 曜日)
振り替えられて授業 を行わない日	年 月 日 ( 曜日)
振替授業を行う学校 教育上の必要性及び <u>やむを得ない事情</u>	
そ の 他	

(県立学校学則の一部改正)

第2条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第7号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p> <p>2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、<u>同項第1号若しくは第2号に規定する日(同項第3号から第8号までに該当する日を除く。)</u>を休業日とせず、又は同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、同項第4号若しくは第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第6号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 校長は、学校教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第8号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 農繁期休業日(夏季及び秋季の農繁期を通じて10日を超えない範囲内で校長が定める日をいう。)</u></p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p>2 校長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、同項第4号又は第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 校長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。